安曇野市農業委員会　農地法第3条申請の流れ

事 前 相 談

農地を取得される方が所有農地等を適正に管理しているか確認いたします。（農地法事務処理基準第3の3（1）全部効率利用要件を満たしているかの確認）
※所有農地が多い場合はお時間を頂きます。

申　請　者

地域計画内の農地について、目標地図に位置付けられていない者（予定のない者）からの農地法第3条申請は、農地法第3条第2項第6項に該当し、不許可になります。
早めに目標地図に位置付ける者の掲載申出書兼同意書をご提出ください。

申請書提出

許可書交付

申請受付期間	毎月1日～10日の開庁日 ※10日が土日祝日の場合は翌開庁日が締切日
許可書の交付	翌月1日～5日前後

農業委員会事務局

・書類審査
・現地確認

地域委員会

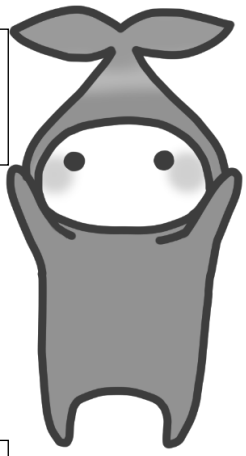

農地のまま売買、贈与、貸借などを行うには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

定例総会

・毎月、月末に開催されます。
※農業委員等の改選の月は定例総会が開催されません。

今後の予定
令和9年（2027年）7月
令和12年（2030年）7月
令和15年（2033年）7月